

令和8年3月11日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和8年3月11日(水) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
4番	藪内真由美	5番	門 秀俊
6番	兼若 幸一	7番	中野 一郎
8番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	村井 勉	13番	渡邊美喜子

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	柴田 浩志
産業課課長補佐	海田 康弘
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、 議会事務局職員

事務局長	小野 由美子
事務局長補佐	香川 馨一
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時0分

議長（金井 浩三）

皆様をお願いします。

携帯電話は電源をお切りになるよう、よろしくお願い致します。

傍聴席の皆様もよろしくお願い致します。

本日は、植松産業課長が体調不良のため欠席です。

海田課長補佐が、代理を務めますので、よろしくお願い致します。

一同、ご起立をお願いします。礼。

ご着席下さい。

お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は12名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。多度津町議会会議規則第125条の規定により、1番 藪 乃理子 君、9番 小川 保 君を指名致します。

日程第2. 一般質問に入る前に、谷口総務課長より昨日3月10日の門議員の一般質問に対する答弁につきまして、訂正の申し出がありましたので、発言を許可致します。総務課長、谷口君。

総務課長（谷口 賢司）

お早うございます。

昨日の門 秀俊議員の一般質問のうち、「避難所や備蓄品物資等の備え及び防災に関する町の補助について」の質問において「多度津町家具類転倒防止対策促進事業補助金」の補助率を「対象経費の3分の1」と答弁致しましたが、正しくは「対象経費の3分の2」でありました。この場で訂正してお詫び申し上げます。以上、報告させていただきます。

議長（金井 浩三）

ただ今の発言のとおり、訂正がありましたので、ご了承願います。

日程第2. 一般質問を行います。なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。初めに11番、隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

質問に入る前に一言申し上げたいと存じます。

東日本大震災発生から今日で15年を迎えました。今なお、行方不明の方が2,519人

おられますし、また、改めまして被害に遭われました方々に対しまして哀悼の意を表しますとともに、今日1日は防災について考えるきっかけになればと私も願っております。

それでは、質問に入ります。

11番、隅岡 美子、順次一般質問をさせていただきます。

一問一答方式でよろしくお願い致します。質問は2点です。

1点目の質問は、感震ブレーカー購入費用補助制度について、2点目の質問は、小型充電式電池の回収ボックス設置についてであります。

まず1点目の質問は、感震ブレーカー購入費用補助制度についてであります。

地震による火災の半数以上が電気関係の出火であります。地震による火災の最大の問題は、消防力を上回る規模で火災が同時多発的に発生する点であります。

そうした電気火災は、揺れに伴う電気機器からの出火のほか、停電の復旧後に発生する通電火災があります。

通電火災とは、大規模地震などに伴う停電が復旧する際に発生する火災。破損した電化製品や電気配線が通電により発火したり、転倒したストーブに可燃物が接触した状態で通電し、発火することなどが主な原因であります。これらの被害を未然に防ごうと国や自治体は、揺れを感知し、電気を遮断する「感震ブレーカー」の普及推進を目指しています。感震ブレーカーは、地域全体で面的に設置することや設置世帯を着実に増やす取組が大切だと考えます。

そこで3点についてお伺い致します。

1点目、特に能登半島地震では、大規模な火災があったことが大きな問題で、地震による火災は揺れに伴う電気機器からの出火のほか、特に輪島の朝市周辺の大規模火災は通電火災だった可能性が指摘されたと伺っております。

本町においても感震ブレーカーの設置に関して町のお考えをお伺い致します。よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の感震ブレーカーの設置に関しての町の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。

近年、地震火災の出火原因が時代とともに推移しており、エネルギー利用をはじめとする生活様式や安全対策の変化に伴い、その原因も変化してきております。

このような状況を踏まえ、内閣府、消防庁及び経済産業省が連携して設置した「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」では、過去の大規模地震発生時や通電再開後に発生した火災は、電気に起因するものが過半数を占めるとの報告から電気火災への対策として感震ブレーカーが有効と推奨されました。これは地震発生時に設定以上の揺れを感知した際、自動的に電気の供給を停止する装置であり、不在時や避難のためにブレーカーを落とす余裕がない場合においても電気火災の発

生を抑制する有効な手段となります。

一方で、感震ブレーカーの設置に当たっては、突然に電気が停止することによる支障を回避するための事前対策も併せて講ずる必要があります。例えば、生命の維持に直結するような医療用器具を設置している場合や夜間の照明確保、更には防犯設備等への対応についても備えが求められております。

現在のところ、感震ブレーカーの設置は消防法上の義務とはされておられません。しかしながら、本町においても地震発生時の電気火災のリスクが高い木造住宅密集地が点在していることから、本定例会へ上程している「多度津町火災予防条例の一部改正について」の議案が議決されましたら、近隣市町の取組状況や各種感震ブレーカーの特性について調査研究を進めるとともに関係各課と連携して普及啓発に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。この質問をしたのは、災害が起きた時に家に設置されとるブレーカーを落として避難するというのは、なかなか通常では気が動転して、大変無理だと思っております。そこでやはり、感震ブレーカーを付けて通電火災を防ぐというのは、大変重要な課題と思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、2点目の質問に入ります。現時点での各市町の実施状況や県の感震ブレーカー支援内容についてお伺い致します。ご答弁よろしくお願い致します。

消防長（青木 孝一）

隅岡議員の各市町の実施状況や県の感震ブレーカー支援内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県では、令和8年1月15日付で「香川県感震ブレーカー普及推進計画」を策定し、感震ブレーカーの普及活動の強化に取り組んでおります。

同計画では、第1に感震ブレーカーの認知度向上を図るため、各種イベントやSNSを通じた広報活動、関係団体と連携した啓発活動を推進すること、第2に重点エリアを設定し、集中的な設置促進を図ること、第3に関係機関との連携及び実態把握に努め、住宅用火災警報器と併せて設置状況調査を実施し、今後の施策に反映させることなどの方針が示されております。

これらを踏まえ、現在、感震ブレーカーの購入・取付けに対する支援を実施している市町は、県内では高松市、さぬき市及び観音寺市であります。支援内容は、対象となる全ての感震ブレーカーのタイプについて、購入及び取付け費用の3分の2以内、上限1万円とされております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。

その関連ですけれどもこの住宅用火災警報器と同時にという備えが求められます。

という事でありましたが、再質問ですけど、今現在、実施状況はどのような状況にありますか、お伺い致します。

消防長（青木 孝一）

隅岡議員の住宅用火災警報器等の設置率についての再質問に答弁をさせていただきます。

住宅用火災警報器は消防法第9条の2により、全ての住宅で設置の義務化となっております。

なお、この設置場所については、寝室及び寝室のある階層の階段の天井若しくは壁への設置が必須となっております。具体的には、火災予防条例等で定められております。本町でも9月と3月の火災予防週間に合わせて女性防火クラブの皆様にご協力を頂き、広報活動を行っております。このため総務省では毎年、住宅用火災警報器の設置状況等の調査を行い、設置状況の結果を公表しております。令和7年6月1日の調査結果によりますと全国の設置率は84%、このうち条例適合率は65.8%となっております。なお、香川県の設置率は77.4%、全国47都道府県のうち、42位となっております。このうち条例適合率については55.6%で、全国順位で言いますと41位となっております。多度津町消防本部管内の設置率は87%、このうち条例適合率は62%となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。

続きまして3点目の質問に入ります。

今後、感震ブレーカーの普及推進に取り組むべきと考えますが、取組の内容についてお伺い致します。ご答弁よろしくお願い致します。

消防長（青木 孝一）

隅岡議員の今後の感震ブレーカーの普及推進の取組内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

感震ブレーカーの普及推進については、まず、本町の実態把握に努めるとともに地震火災予防の観点から、町民の理解促進を図ってまいります。具体的には、町広報や各種訓練指導を通じて周知啓発を行い、感震ブレーカーの種類及びそれぞれの特性について情報提供を行ってまいります。

また、県、本町及び関係団体が連携・協働出来る体制の強化に努め、町民の防災意識の向上を図るとともに普及推進に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。

これからもいきなり感震ブレーカーという言葉も、私も知らなかったもので、調べて分かったことなんです。また、住民の皆様もどういうことなのかということで周知

啓発がやはり大事でないかなと思っておりますので、まず第1段階として周知啓発をよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に意見と致しまして申し上げます。感震ブレーカーがなくても地震が起きた時に自分でブレーカーを落とせば、通電火災を防げると設置しないケースも考えられます。先ほども申し上げましたように、しかし、実際に災害が起こり避難する時は気が動転して冷静に行動が出来ないと思ひます。個人の自助努力だけでは不十分だと考えます。迅速・安全に避難する観点からも設置のメリットは大きいと言えます。今後、各市町の取組状況を踏まえて事業の拡大・拡充や優先順位を考慮して、町民とともに更に防災対策を進めて頂きますよう、よろしくお願ひを致します。

それでは、2点目の質問に入ります。

2点目の質問は、小型充電式電池の回収ボックス設置についてであります。

近年では、リチウムイオン電池が原因とみられる発火事故のニュースが多く見受けられます。適切な分別回収がされず、プラスチックごみなどと一緒に捨てられることが多くなってきています。モバイルバッテリーなど身の回りの製品に内蔵されており、高温下に放置したり強い衝撃を加えた場合に発火事故に繋がる危険性があります。

環境省によりますと同電池が内蔵された製品の使用中に起きた発火事故は、2024年度は、492件起こっています。また、ごみ収集車や処理施設での発火、発煙事故は27年度21,751件起こっています。原因の多くは、同電池が可燃ごみなどに紛れて捨てられたこと、また電池の取り外しが難しい製品も多く、利用者が廃棄方法に戸惑うケースも多く見受けられると考えます。

そこで3点についてお伺ひ致します。1点目、今までに本町でリチウムイオン電池が原因とみられる発火事故はあるのか。お伺ひ致します。よろしくご答弁をお願ひ致します。

消防長（青木 孝一）

隅岡議員の今までに本町でリチウムイオン電池が原因とみられる発火事故はあるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

リチウムイオン電池の内部には、消防法において第四類危険物引火性液体に分類される電解液が一定量含まれております。

これまでのところ、本町においてリチウムイオン電池が原因とみられる発火事故（事案）は発生しておりません。しかしながら、全国的には、ごみ収集車やごみ処理施設における発火事故が急増している状況であります。

こうした事故を未然に防止するためにも住民環境課をはじめとする関係機関と連携を図り、地域防災活動や各種訓練指導の機会を通じて、リチウムイオン電池の安全な取扱いについての指導及び周知に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。

2点目の質問に入ります。県下で充電式電池回収ボックスを設置している市町はあるのか、お伺い致します。よろしくご答弁をお願い致します。

住民環境課主幹（喜田 浩希）

隅岡議員の充電式電池回収ボックスを設置している市町はあるのかについての質問に答弁をさせていただきます。

県内では、高松市・三豊市・小豆島町・宇多津町・綾川町の5自治体が専用回収ボックスを設置しています。専用ボックスを設置していない他の自治体では、資源ごみの収集日に回収する方式や小型家電回収ボックスを庁舎・公民館等の拠点に設置する方式を採用しています。

本町では、取外し可能な充電式電池は資源ごみの収集日に集積場で回収しており、充電式バッテリーを内蔵した小型家電については、町役場1階エントランス・豊原農村婦人の家・四箇地区公民館・白方地区公民館の4箇所に設置した小型家電回収ボックスで回収を行っています。

なお、膨張・変形した製品は発火等の危険性があるため、多くの自治体と同様に窓口へ直接お持ち頂くよう、お願いしています。

今後も分別ルールの周知・広報に努めるとともに他自治体の取組を参考にしながら、充電式電池の適正回収と安全確保に取り組んでいきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

そこで再質問致します。今現状の小型家電回収ボックスを町内4箇所に設置ということでございますが、回収した家電の仕分について、お伺い致します。よろしくお願い致します。

住民環境課主幹（喜田 浩希）

隅岡議員の小型家電回収後についての再質問に答弁をさせていただきます。

小型家電の回収につきましては、使用済み小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、家庭で使用済みとなった電子機器等の有用な資源を回収することを目的として実施しております。回収したものにつきましては、リサイクルプラザに持ち帰り、回収ボックスに誤って投入された充電式電池単体を取り除いた上で小型家電の再資源化を行う認定事業者へ引き取りを依頼しております。また、取り除いた充電式電池については、リサイクルプラザにおいて端子部分をビニールテープ等で絶縁処理を施し、資源ごみとして回収した充電式電池と合わせて保管しております。今後も引き続き適切な処理を行い、安全の確保に努め、事故の発生がないように取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。

次に3点目の最後の質問です。今後、充電式電池回収ボックス設置について町のお考えをお伺い致します。ご答弁をよろしくお願い致します。

住民環境課主幹（喜田 浩希）

隅岡議員の今後の充電式電池回収ボックスの設置についてのご質問に答弁をさせていただきます。

充電式電池を含む廃棄物の適切な処理とリサイクルは、環境保護と資源の有効活用の観点から重要な課題であると認識しています。

本町では、ごみの出し方や収集計画表を各自治会に配布するとともに町役場1階エントランスや各地区公民館に、ごみの正しい分け方・出し方を記載した冊子を設置し、住民の皆様が正しく分別・リサイクルに取り組んで頂けるよう周知に努めています。

具体的な回収方法として、乾電池・電子タバコ・モバイルバッテリー・電気式充電バッテリーについては、各地区の資源ごみ収集日に種類ごとに分けて空き缶等に入れて頂く方法で回収しています。

充電式バッテリー内蔵の小型家電については、町役場1階エントランス、豊原農村婦人の家、四箇地区公民館、白方地区公民館の4施設に設置している小型家電回収ボックスにて回収を行っています。

また、リサイクルプラザへの直接持込みにも対応しており、住民の皆様が利用しやすい回収体制を整えているところです。

なお、膨張した製品については、発火の危険性があることから、リサイクルプラザ又は住民環境課窓口へ直接お持ち頂くようお願いしています。

今後の方針については、令和6年2月20日に開催された香川県循環社会推進連絡会において、リチウムイオン電池等の分別回収・再資源化体制の強化が急務であるとの認識が県内自治体間で共有されました。令和8年度からは、県の広域調整のもと、複数市町が連携して再資源化事業者へ引き渡す体制の構築が検討されています。

その一環として、小型家電回収ボックスに併設してペール缶等の専用回収ボックスを設置する案も検討されており、本町としても拠点回収の併用は住民の皆様の利便性向上に繋がるものと考えています。ただし、設置にあたっては発煙・発火に備えた消火設備の整備を検討するとともに県内自治体と連携しながら、安全かつ効果的な回収体制の構築に取り組んでいきます。

膨張した製品の回収についても全国の先進事例を研究しながら、より安全な回収方法を引き続き検討し、住民の皆様が安心して充電式電池を廃棄出来る環境づくりに積極的に取り組んでいきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。

このご答弁の中にもございましたように、県の広域調整のもと、複数の市や町が連携して再資源化事業者へ引き渡す体制の構築が今、検討されておりますということがございまして、一歩進んだかなって、スタート地点に立ったかなと思っております。また、一日も早い事業の開始をよろしくお願い致しまして、11番、隅岡 美子の一般質問を終わらせて頂きます。ご答弁有難うございました。

議長（金井 浩三）

これをもって11番、隅岡 美子 議員の質問は終わります。

次に2番、氏家 法雄 君。

議員（氏家 法雄）

2番、氏家 法雄、一般質問をさせていただきます。

はじめに国土交通省四国地方整備局や四国四県などで作る吉野川水系水利用連絡協議会は2月20日、少雨による早明浦ダムの貯水率低下を受けて香川県と徳島県を対象に第2次取水制限を始めました。現在、取水制限は終了しておりますが、冬季に2次取水制限を出すのは1996年以来30年振りと言います。

香川県の池田知事は取水制限を受けて「県民の生活や経済活動には自己水源を有効活用することで大きな影響はないと考えている。水を大切に使うこと、より一層の節水に努めて欲しい」とコメントしております。現在、経済活動だけでなく自分自身の命にも影響を与える異常気象が頻発しております。公用車には現在「節水にご協力下さい」というプレートを付けて走って頂いております。引き続き、情報に敏感になりながら、注意喚起をお願いできればと思います。また、隅岡議員からも言及がありましたが、本日で東日本大震災から15年目の節目となります。昨日も防災の質問がありましたけれども、引き続き震災から学び続ける責任と自覚が必要ではないかと思っておりますので、こちらの方も行政として、よろしくご対応頂ければと思います。では、一般質問では学校給食の無償化と多度津町の移動交通の2点について、質問をさせていただきます。

3月議会冒頭で丸尾町長は施政方針を示されましたが、その中で、学校給食について次のように言及しております。学校給食費について、令和8年度より国は保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として、小学校の給食費を対象に給食費負担軽減交付金を創設し、交付する予定です。それを受け、本町では、令和8年度より町立幼稚園及び小・中学校の園児、児童生徒の給食費無償化を実施してまいります。併せて3歳児以上の保育所及び認定こども園へ通っている幼児の給食費についても補助してまいります。このように言及しております。

小中学校等での給食費の無償化は、本町住民の念願でもあり、住民サービスの向上に直結する快挙ではないかと思っております。そこでこの4月からの制度導入について、幾つか質問させていただきます。

まず、最初の質問です。あとひと月もすれば新学期が始まりますが、導入に向けたスケジュールについてお示し下さい。

教育総務課長（池田 友亮）

氏家議員の導入に向けたスケジュールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では令和3年度から学校給食費を公会計化しており、町の一般会計から善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センターに給食費を支払い、保護者の皆様には食材料費分を町に納入して頂く仕組みとなっています。

無償化の実施にあたっては、3月の定例教育委員会において給食費に関する規則等を改正し、保護者から給食費を徴収しないこととする予定のため、保護者の皆様には学校給食費無償化のために新たな手続の必要性はありません。

ただし、従来より実施している新生児及び新入園児の保護者の皆様を対象とした「給食申込書」や「アレルギー調査書」の提出については、実際に給食を喫食するために就学前健康診断や入学説明会等の機会を活用し、提出をお願いしております。

新年度直前とはなりますが、本定例会でご審議頂いたのち、保護者連絡システム「すぐーる」を通じて、改めて保護者の皆様への周知を図ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

導入に向けて残された時間が少ないかと思えますけれども迅速かつ安全に給食費の無償化、議案の審議が終わってからになるかと思えますが、取り組んで頂ければと思います。そこで、次の質問ですが、本事業の概要についてお示し頂けますでしょうか。

教育総務課長（池田 友亮）

氏家議員の本事業の概要についてのご質問に答弁をさせていただきます。

学校給食費の無償化においては、自由民主党・公明党・日本維新の会の三党合意に基づき、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、令和8年度に「給食費負担軽減交付金」が新規創設されることが令和7年12月22日に通知されました。なお、本交付金は、あくまでも個人ではなく自治体への支援策であり、国から都道府県を通じて市町村に配分される仕組みとなっています。

対象は小学校段階（公立）の給食に係る食材費で、国が2分の1、都道府県が2分の1を負担致します。支援額は、毎年5月1日に実施される学校基本調査に基づく在籍児童数に基準額である月額5,200円に12か月を乗じた額となっております。令和7年度を例にすると児童数940人のため、53,768,000円が支援される額となります。本町では、この交付金を活用するとともに県の第3子以降学校給食費無償化事業等を活用し、公立幼稚園及び公立小中学校の園児・児童・生徒の給食費を無償化する

予定となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

ひとつだけ再質問させて下さい。県内で、今回この給食費負担軽減交付金を活用して無償化に取り組む他自治体、分かっている範囲でお示し頂けますでしょうか。

教育総務課長（池田 友亮）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

小学校につきましては、今回の国の交付金を使って全市町になるんですけど。中学校において、具体の市町名は除かせて頂きますけども、保護者負担となる1月時点では、3市の中学校はまだで、ただ、それ以降で変わっている可能性がございますけれども調査の時点では3市が中学校の方は保護者負担が残っております。町においてはこれも1月時点なんですけど私が知っている範囲で2町は給食費を無償化するという事は新聞報道で見ましたので、最新の情報ではございませんけども。中学校に関しては一部保護者負担が残る市町がある可能性がございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

中学校まで含めた無償化については、まだ、県内でも及んでいない自治体があるということでは、そういう意味では、多度津町の今回の小中学校の無償化っていうのは本当に大きな事業だと思います。そこで、それに関連する質問になりますが、施政方針では、町立幼稚園、小学校、中学校のほかに、3歳児以上の保育所及び認定こども園へ通っている幼児の給食費についても補助してまいりますと発言がありました。こちらは、どういう風な対応になるのでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

氏家議員の3歳児以上の保育所及び認定こども園へ通っている幼児の給食費についてのご質問に答弁をさせていただきます。

保育所及び認定こども園へ通っている幼児の給食費の補助につきましては、幼稚園児への給食費の補助に合わせて、対象者を町内在住者で町内の保育所及び認定こども園へ通園する幼児で、満3歳に達した日以後の最初の4月分の給食費から補助する予定としております。

補助額につきましても公立幼稚園の給食費の単価（日額270円）を年間給食提供日数で掛けて月数の12で割った金額4,440円を月額補助上限額とする予定です。

保育所や認定こども園の給食費は、主食費と副食費に分けられており、おかず、牛乳、おやつ等の副食費につきましては、国から基準額（公定価格）が定められており、現在は、一律月額4,900円と定められています。お米やパン等の主食費につきましては、施設ごとに独自に設定できるため、町内の保育施設ごとに金額が違っており、700円から2,000円までの金額が設定されております。

世帯の収入額が、360万円未満で住民税、所得割課税額が57,700円未満の世帯及び第

3子以降の児童につきましては、副食費を免除することとなっており、副食費の金額を国2分の1、県4分の1、町4分の1で補助しております。

給食費として、主食費と副食費4,900円ともに負担している世帯の幼児の給食費に対しては、補助上限額の4,440円を補助する予定としております。

副食費を免除することとなっている世帯の幼児の給食費は主食費のみを負担しておりますので、主食費の金額を補助する予定です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

この保育園、こども園等については事業所によって副食費を加えた総額が異なっていると伺っております。そこで、上限が幼稚園並みに合わせられたと伺っているんですが、今回健康福祉課の方で所管しています保育園、認定こども園に対するこの給食の補助についての財源というのは、どうなっているのでしょうか。再質問になります。

健康福祉課長（山内 剛）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今回の給食費の補助につきましては、今のところ充当できる補助金とか交付金とかはございませんので、今のところ、町の一般財源の方から支出する予定となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

そうしましたら今後、また、子どもに対する支援というのは、思うにおそらく手厚くなっていくと思いますので、積極的な情報収集、また、交付金が開発された時の活用というものを視野に入れながら、是非、今後組織運営をお願いできればと思います。

そこで、次の質問に移りますが、令和8年度は給食費負担軽減交付金を活用して給食費の無償化を実施するという事なんですけれども、次年度以降の継続の見通しというのはあるのでしょうか。

教育長（三木 信行）

氏家議員の令和9年度以降の継続の見通しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和8年度においては、小学校分については国の「給食費負担軽減交付金」を充て、幼稚園及び中学校に通う第3子以降園児生徒分については県の第3子以降学校給食費無償化事業の補助金をそれぞれ財源として、その他については物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を活用する予定です。

令和9年度以降については、国の「給食費負担軽減交付金」及び「香川県の第3子以降学校給食費無償化事業の補助金」は継続される見込みですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については現時点では未定となっております。よって、不足分については、一般財源を充てる必要がある可能性があります。

そのため、義務教育である中学校の給食費については、小学校と同様に給食費負担軽減交付金の対象に拡充されるよう、国や県に対して要望していきます。そして、今後も幼小中の給食費無償化を継続していく方針のもと、必要な財源の確保に努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

その交付金の方が臨時交付金になるので、見通しがまだ分からないということになりますので、是非、周辺の市町と連携しながら、県や国への働きかけを積極的にお願ひできればと思います。また、第7次総合計画でも基本構想の中で、四つの基本政策の第1で、安心して子育てができ、健やかに暮らせるまちづくりと掲げられております。給食費無償化はその政策を後押しするものになります。今後も引き続き、今お願ひしたような流れを継続して欲しいと思います。また、ご存知のとおり、毎年予算は使い道が決まっているものがほとんどになりますので、何か新しいことに挑戦するのが難しいのが事実である事は深く承知しております。ですので、国や県の補助金、こちらの動向に敏感になりながら、また、積極的な働きかけをしていくことが非常に重要な取組になります。1月に、そういえばということなんですけど多度津町立多度津小学校で開催されました公開研究会、こちらに参加させていただきました。こちらは、ICTを有効活用した個別最適な学びと共同的な学びの一体的な事業の取組を観覧させて頂いたんですけども。例えば議場とか委員会で、個別最適な学びとか、共同的な学びっていうキーワードは聞いてはいたんですけども実際にその現場に立ち合うと、物すごい教育が今行われてるんだなっていうのは、その時に、この肌身で感じさせて頂きました。多度津中学校でも昨年、GIGAスクールの公開授業が行われましたが、我々が子どもの頃では、考えもしなかったような教育環境が現在、多度津町では構築されています。そのためにも例えば、福祉部門とも協働しながら、本町の児童生徒が健やかに暮らせるまちづくりというものを引き続き、今これだけ頑張ってますので、これが継続できるように事業推進の方をお願ひできればと思います。

それでは、次の2つ目の課題と言いますか、質問に移ります。昨日と少々重複するところもありますが、AIデマンド型交通「たどつmobi」の実証実験について取上げます。昨年10月より国の共創モデル実証運行事業補助金を活用して、AIデマンド型交通「たどつmobi」の実証実験が始まりました。こちらの補助金を活用した実験は、一旦終了となり、実証実験の精査がこれから始まるかと思ひます。令和8年度も引き続き、実証実験を継続すると伺っていますが、こちらについて質問させていただきます。

初めに、10月から2月までの登録者及び延べ利用回数、実施日を月別にお示し頂けますでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の令和7年10月から令和8年2月までの会員登録者数や利用回数などについてのご質問に答弁をさせていただきます。

実証運行に関する各種数値については、現時点では令和8年1月分の数値まで集計しており、2月分の数値につきましては、集計が完了していないため、令和7年10月から令和8年1月末までの4か月間の数値でお答え致します。

まず、「たどつmobi」の会員登録者数については、令和8年1月末時点で合計238名の方に登録を頂いております。この会員登録における各月の新規登録者数につきましては令和7年9月が88名、10月が59名、11月が26名、12月が20名、令和8年1月が45名でした。

次に4か月間の運行実績の概要につきましては、土日及び祝日と12月29日から1月3日までの年末年始を除いた総運行日数79日に対して総運行回数が777回、延べ利用者数が904名となっております。

この運行実績における各月の利用状況につきましては、令和7年10月が運行日数22日に対して運行回数155回、利用者数183名でした。11月が運行日数18日に対して運行回数172回、利用者数211名でした。12月が運行日数20日に対して運行回数231回、利用者数259名でした。令和8年1月が運行日数19日に対して運行回数219回、利用者数251名でした。

なお、利用者数が会員登録者数を上回っておりますが、これは「たどつmobi」の特徴として新規利用者の利用に対する心理的なハードルを少しでも下げるため、利用に際しては会員登録を必須としていないことによるものであり、会員以外の方からも多く利用頂いている状況です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、町長が最後に言及したところが非常に面白いなと思ったんですが、新規利用者の利用に関するハードルを下げるためということで、会員登録を必須としていないことが、効果的に機能してるっていうご紹介がありました。「たどつmobi」はその都度の払いになりますので、サブスクリプションのようなサービスじゃないんですけども、会員登録のようなサービスを利用するっていうことに抵抗がある層というのは一定数いますので、これは非常に面白い挑戦だなと改めて驚きました。ですので、そういった創意工夫を今後も積み重ねて頂きたいんですけども。今、やっと実験が終わったところで、なかなか難しいかと思うんですけども現段階での手応え、あるいは、ざっくりした総括。そういったものが、お示し頂けるようでしたら、お願い出来ますでしょうか。

政策課長（吉田 拓也）

氏家議員の実証実験の総括についてのご質問に答弁をさせていただきます。  
先ほどの議員のご質問にもありますとおり、今回の実証実験の実施にあたっては、令和7年度より新たに創設された国土交通省所管の「交通空白解消緊急対策事業」

を活用しており、その補助対象経費としては令和8年2月中に支出が完了する費用までが補助の対象とされているため、令和8年1月末までの実証運行が制度上の補助対象事業となっております。

しかしながら、当該事業においては将来的な本格導入を前提として進めており、今後も切れ目なく事業を行っていくことで、継続的に認知度向上と利用促進を図っていく必要があると考えております。加えて、本格導入に向けてできるだけ正確で検証可能な実証実験データを収集し分析することも重要であることから、令和8年度末までを一つの区切りとしつつ、今後も実証運行を継続して行っていくこととしております。

そのため、実証実験全体の総括については、これまでお知らせしてきたとおり、一旦、令和8年3月までの運行実績を取りまとめ、その効果を検証した上で、令和8年6月定例会において、ご報告させて頂く予定としております。

現時点では4か月間、約800回の運行を事故なく行うことができていること、運行回数が0回の運行日がないこと、利用者数が増加傾向にあることなどの状況を鑑みますと地域交通の定着に向けて実証実験が順調に進んでいると判断しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

なかなかお示ししにくいところ、概要の方も有難うございました。

ちょっとここで注目したいのが、こちらの事業もなかなか短い期間で立ち上がった事業になりますので、ひょっとすると運行回数がゼロになるのも何回か出てくるのかなと思ったんですが、皆様が周知や利用促進に取り組んで頂き、切れ目なく事業が行われたこと、今、有難うございますと言う他はありません。まだ事故が、まだって言いますか起こってないことも有難く思います。ですので、こちらに関しては、先行事業で事故があったケースなんかを調査研究して頂いて、本町でも絶対ないというものではありませんので、どういう対応がベストかっていうところも、また、研究して頂ければと思います。

そこで、利用に関して私も色々アプリの登録を教えてくれとか、特に高齢者の方なんか多いんですけれども、例えば高齢者などの利用促進については、スマートフォンの使い方を含めたデジタルデバイドがハードルになっているように思われるんですけれども、こちらは町としてどういう風に取り組まれているんでしょうか。

政策課長（吉田 拓也）

氏家議員の高齢者の利用促進についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、「たどつ mobi」で採用しているシステムはアプリでの利用を基本としており、スマートフォンの操作等に慣れていない一部の高齢者の方にとっては、アプリでの予約などに少なからずハードルがあるものと認識しております。今回の実証実験の実施に当たっては、デジタルデバイド対策を重要な取組と位置付

けており、その一環として実証運行開始時点からコールセンターを設置し、電話で予約を受け付けられる体制を構築しています。また、老人健康施設「湯楽里」での説明会やスマホ教室参加者を主な対象者とした説明会も実施し、高齢者の方を中心とした参加者に対して、アプリのインストールから予約方法まで、できる限りマンツーマンで丁寧な説明を行える機会も設けております。さらに、その他の取組として紙のガイドブックも作成しており、アプリでの予約が難しい方については、先ほど申し上げた説明会などにおいて、自宅周辺の乗降スポットやよく利用される乗降スポットなどの聞き取りを行い、その乗降スポットを紙のガイドブックに直接メモするなどの対応も行ってしております。加えて、一部の利用者の方からガイドブックの文字を大きくして欲しいとの要望を頂きましたので、紙のサイズや文字を大きく見やすくしたエリアマップ拡大版も作成致しました。なお、この拡大版のマップについては、役場庁舎エントランスや窓口に設置するとともに町公式ホームページやSNSで発信したり、必要な方に対しては配布を行ったりしています。

今後も「たどつ mobi」が誰もが使える地域交通として確立できるよう、デジタルデバイド対策を含め、説明会の継続的な実施や分かりやすい情報発信に努めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

非常に丁寧な利用促進の状況を聞かせて頂きまして、引き続き創意工夫を重ねて頂きたいと思えます。昨日の答弁でも高齢者の利用が7割と非常に多いんですが、それ以外の層にも一定の需要があるということを伺っております。で、確かにお子さんとか子育て世帯の方にも、高齢者だけじゃなく、利用業の促進をお願いしたいと思えますので、福祉タクシーの新年度分には案内を付けると伺っているんですけども例えば母子手帳の交付であるとか、学校ではちょっと難しいと思うんですけど、学校でも何か共同学習の中で、こういうサービスが多度津町にはあるよっていうのを子どもさんに直接知ってもらってということも、利用促進につながるかと思えます。そのためには、本当に各課横断で一旦協議して、その課で取り組める利用促進っていうものを是非研究して頂ければと思います。

そこで、次年度以降の取組について質問しようと思うんですが、令和8年度の事業概要について、お示し頂けますでしょうか。

政策課長（吉田 拓也）

氏家議員の令和8年度の事業概要についてのご質問に答弁をさせていただきます。デマンド型交通の実証実験については、多くの自治体において2年から3年程度の期間をかけて実施し、その期間中の効果を検証しながら、適宜、運行内容などの見直しや変更を行っております。

本町における実証実験については、開始初年度である現在の実証運行の期間を令和7年10月から令和8年3月までの6か月としていますが、令和8年度も引き続き、実

証運行を行い、中長期的な効果検証を行っていきたいと考えております。

なお、令和8年度に予定している次期実証実験においても、先ほど答弁しました国土交通省所管の「交通空白解消緊急対策事業」を活用する予定としています。ただし、当該補助金を継続して活用するためには、過年度に採択された事業内容から運行の拡充や見直しなど発展的な変更を加えることが採択の条件とされております。

今後、運行事業者や四国運輸局などの関係機関との協議も行った上で、現在行っている実証実験を踏まえつつ、車両の増車や運行時間の拡大なども視野に入れながら、次期実証実験の内容をしっかりと精査していきたいと考えております。

なお、現時点では令和8年4月から次期実証実験開始までの間は、現在と同じ運行内容で実証運行を継続する予定です。

国の当該補助金の採択及び関係機関との協議が整った後に次期実証実験として改めて運行内容を変更したいと考えており、詳細な変更内容や開始時期などが決定しましたら、これまでと同様に議会に遅滞なくご報告したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

有難うございます。過年度に採択された事業内容から運行の拡充や見直しなど発展的な変更を加えることが必須になってくるということなのですが、その意味では昨年、町内の医療法人様より「たどつ mobi」車両購入のための寄附金を頂戴致しましたが、大変有難いことです。新年度以降、こちらの活用で2両体制という意味では拡充がスムーズに行われるものだと思いますが、こちらの導入スケジュールについては、今時点でどうなっていますでしょうか。

政策課長（吉田 拓也）

氏家議員の2台目の車両導入スケジュールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の2台目の車両導入については、町内の医療法人よりご寄附を頂いたことから、今回の補正予算において当該寄附金を充当財源として、車両1台分の購入費用を歳出予算に計上しています。

当該車両の発注等に係る契約行為を進めるにあたっては、まずは補正予算の議決を頂く必要があることから、現時点では納車のスケジュールは未定となっております。

なお、昨今、国内の自動車の受注・生産状況が非常に不安定であることから、年度内での納車は非常に困難であると想定されますので、当該補正予算においては、歳出補正予算と併せて繰越明許費も計上しております。

今後、議案審議において議決頂けましたら、発注などの必要な事務手続を適切に進めていきたいと考えております。

また、当該車両が納車される際には、寄附者の方へのお礼として寄附者の方をお招

きして納車式を執り行いたいと考えておりますので、詳細が決定致しましたら改めてご報告させていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、本当に新車の納品が見通しにくい中、なかなか大変だと思いますが、スムーズにいくように取り組んで頂ければと思います。

そこで関連した質問ですが、2両体制でのAIデマンド型交通の実証実験が始まりますと利便性の向上が認められます。現状での目標、あるいは期待する数値などありましたら、お示し頂けますでしょうか。

政策課長（吉田 拓也）

氏家議員の今後の目標や期待する数値についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、本事業の最終的な目標としては「たどつmobi」を本町に相応しい地域交通として確立した上で、現在の実証実験段階から本格導入に移行するとともに本格導入後も持続可能な地域交通として事業を継続し、将来にわたり住民の方の移動ニーズにお答えしていくことであると考えております。

また、地域交通については、AIデマンド型交通のみで完結するものではないと認識しております。「たどつmobi」を地域交通の柱としながら、福祉施策における移動支援をはじめ移動に関する各種施策と「たどつmobi」が、相互に補完し合える環境を整えるとともに、将来的には定住自立圏内での広域連携も視野に入れながら検討を進めることで、本町に住む全ての方が日常の移動に不安を感じることなく、安心して暮らし続けることが出来るまちを目指しています。

そのためには、まずは先ほど答弁したように令和7年度末までを一つの区切りとして実証運行の効果検証を行いながら、令和8年度も実証運行を継続するとともに次期実証実験の際には、ご寄附頂きました2台目の車両も活用し、適切かつ柔軟に運行内容の見直しや変更を行っていきたいと考えております。

次に期待する数値については、これまで本町では行政としてコミュニティバス等の地域交通の提供を行っておらず、今回の「たどつmobi」が初めて提供する地域交通となります。そのため、例えば他自治体のようにコミュニティバスからデマンド型交通へ移行した場合の利用者数や運行費用の増減など定量的に比較できる数値を設定することは難しい状況にあります。

今後は、実証運行の効果検証を行う中で、運行データの分析やそれに伴う課題の洗い出しなどを行い、2台運行を前提とした次期実証実験の検討をまずは、進めていきたいと考えております。その際は利用者からのご意見はもとより、四国運輸局や伴走支援業務を委託している事業者の知見なども傾聴しながら、また、他の地域の先進事例なども参考とすることで長期的な地域交通の目標や目指すべき数値についても本格導入に向けて検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

ます。

議員（氏家 法雄）

今、なかなかこれも示しにくいところを丁寧にお話し頂き、有難うございます。今の答弁の中で、例えば福祉施策における移動手段をはじめ、移動に関する各種施策と「たどつmobi」が相互に補完し合える環境を整える必要性であるとか将来的には定住自立圏内での広域連携を視野にしたいというお話がありました。「たどつmobi」が始まった時にも丸亀市まで行けると便利ですよってという話があったかと思うんですが、まず現状では、町内での移動手段の確保というところにリソースを注ぎながら、例えば、現状では他市町に出るには、福祉タクシーを利用してもらうような案内、声掛けをすとか、福祉タクシーにしても使わない人は使わないまま、1年過ぎるケースが多くありますので、そういう使い分けなんかも一緒に少しでも声を掛けて頂ければ、「たどつmobi」が走らなきゃいけないところを他の施策で到達できるところ、これを組み合わせることで利便性は向上していくものではないかと思います。また、定住自立圏内での広域連携についても、こちらが行きたいと言いましても相手のあることです。お互いの経済圏の活動に干渉することにもなりますので、非常にデリケートな問題かと思えます。実証実験が一段落して、事業が開始した後ぐらいになるかと思えますが、そこでまた、近隣市町とじっくり話をしながら、できる事と出来ない事があるかと思えますので、そこを取り組んで頂ければと思います。

そこで、数値に関してもなかなか事業自体が初めてですので、示しにくいというところは非常によく分かるんですけども、給食費の問題もそうなんですけども、対象児童数が何名とかいう数値で議会や行政では議論されることが多いんですけども、そこで一つだけちょっと留意したいなっていうことをお話して一般質問を終わろうと思います。

例えば現在の我々の仕事環境っていうものが、例えばこれ、言葉どおりなんですけど「会議のための会議」のごとき『クソどうでもいい仕事』、これ、英語で「ブルシット・ジョブ」で言うんですけども、がほとんどではないかと指摘したのが、人類学者のディヴィッド・グレーバーです。彼はこの官僚制についても『官僚制のユートピア』という本を著しているんですけども、彼は、官僚の業務として契約や規則を巡るペーパーワークや事務手続きに注目します。こうした「Rules」（グレーバーは官僚制を「Bureaucracy」ではなく「Rules」という語を当てるんですけども）確かにこのペーパーワークというものは「合理性」「効率性」「管理運営」といった美徳があり、それが行政運営の公平さを担保するものです。しかしながら、「合理性」とか「効率性」「管理運営」といった概念がそれ自体として目的化してしまうと、クリエイティブとしての創造、イマジネーションとしての想像のような価値に関わる営みが従属的に位置付けられてしまう。これが現代社会の実相であり、本末

転倒なのじゃないかと指摘しています。

そこで必要なことを彼は「他人の動機や感覚を解読する努力」だと指摘しています。すなわち我々の仕事に置き換えれば、ペーパーワークに記された記号や数値が何を示しているのかということです。その記号や数値は、生きている人間そのものを表彰している。と言っても過言ではありません。その意味では、数値を数値として処理するのではなく、生きている人間として尊重していくことが、未来を開いていくのではないかと思います。

本町では、お役所仕事と揶揄されるような事業展開ではなく、住民一人一人に寄り添ったサービス、こちらが提供出来ているものと理解していますが、あと1ミリでも寄り添うことができれば、すなわち他人の努力や感覚を解読する努力、これを少しだけ寄り添うことができれば、より住みやすい地域へと変わっていくのではないかと思います。「たどつmobi」の高齢者の取組でも拡大版のマップに書き込みを入れるっていうことそのものが、そうした行為だと思います。

そうした住民に寄り添った行政運営をお願いしまして、2番、氏家 法雄の一般質問を終わります。有難うございました。

議長(金井 浩三)

これをもって、2番、氏家 法雄 議員の質問は終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

これにて、散会致します。

一同、ご起立をお願いします。礼。

有難うございました。

散会 午前10時24分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和8年3月11日  
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

